

令和元年11月25日

特許庁庁舎 7階 庁議室

産業構造審議会 知的財産分科会 商標制度小委員会

第28回商標審査基準ワーキンググループ

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 議	題		
		店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関する商標審査基準の改訂について	2
3. 閉	会	29

開 会

○高野商標課長 それでは、定刻より少し前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第28回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の方々におかれましては御多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は外川委員が所用により、途中から出席される予定でございます。また、林委員が所用により途中退席されるという予定でございます。

なお、私、10月1日付で商標課長に着任いたしました高野でございます。前回のワーキンググループまでは商標審査基準室長という立場でお世話になりましたが、今回から商標課長という立場で引き続きお世話になります。よろしく願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては田中座長をお願いしたいと思います。

田中座長、よろしく願いいたします。

○田中座長 田中でございます。

まずは本日の議題でございますけれども、「店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関連する商標審査基準の改訂について」ということになっております。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○高野商標課長 配付資料の確認をいたします。経済産業省の方針といたしまして、ペーパーレス化を推進しておりますことから、資料につきましてはお手元でございますタブレット端末を用いて御参照いただきます。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。カバーを開いていただくと画面が立ち上がります。PDF ファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。画面が立ち上がっていない場合はタブレットを縦向きに持っていたときに右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面が立ち上がった後に下にある丸いボタンを押していただきますと PDF ファイルが複数表示されます。ホーム画面が表示されている場合には下のほうにある FE と

書かれた水色のアイコンをタッチしていただきますと PDF ファイルが表示されます。操作方法が御不明のときは挙手をお願いします。事務局で対応させていただきます。

本日の配付資料でございますが、資料1「店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関連する商標審査基準の改訂について(案)」、資料2「商標審査基準改訂案」、参考資料「商標審査基準改訂案の内容」、以上となります。

また、御参考までに商標審査基準改訂第14版をタブレットに格納しておりますので、御利用ください。

なお、御発言をいただく際ですが、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、できるだけマイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

議 題

店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関連する商標審査基準の改訂について

○田中座長 それでは、早速議題に入らせていただきます。議題は先ほど申し上げましたとおり「店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関連する商標審査基準の改訂について」でございます。前回のワーキンググループで議論されました内容に基づいて事務局による改訂案が作成されています。事務局から改訂案について説明をいただいた後、審議事項ごとに御質問や御意見等をいただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○小林商標審査基準室長 審査基準室の小林と申します。高野の後任としてこの10月から基準室に参りました。何かと至らない点があるかと思いますが、本日、どうぞよろしく御願いいたします。

それでは、資料について御説明させていただきます。今回は資料1の内容について御説明をさせていただきますが、資料2につきましては資料1でお示ししました特許庁の改訂案の方向性や考え方を商標審査基準に当てはめて新旧対照表という形であらわしたものとなっております。その点につき、あらかじめ御了承いただければと思います。それから、参考資料としてお配りしているものは改訂すべき基準と、改訂案の内容、資料1の該当ページを整理したのとなっております。こちらも参照いただきながら今回、御議論いた

ければと思います。

まず、資料1の1ページ、(3)になります。今回、店舗の外観・内装の商標制度による保護等に関連する商標審査基準の改訂につきまして、第5回商標制度小委員会において検討され、省令改正事項として、立体商標について必要に応じて商標の詳細な説明を記載できることとする。立体商標につき、商標記載欄に商標を構成する部分と構成しない部分とを描き分けることを認める。それから、商標審査基準ワーキンググループで検討すべき事項といたしまして、省令改正事項を踏まえた審査運用を検討する。商標記載欄に記載された商標の端が切れている場合について、立体商標における審査運用を検討する。これらの事項が承認されました。これらの検討事項につきまして、第27回商標審査基準ワーキンググループにおいて御議論をいただきまして、その内容を踏まえて今回、店舗の外観・内装の商標制度による保護に関する審査基準の改訂案を御提案させていただいております。

それでは、審議事項について御説明いたします。資料1の2ページになります。商標の認定、3条1項柱書について、改訂事項は5項目となっております。まず改訂(案)の方向性でございます。現行の審査運用では、商標記載欄に記載された立体商標の構成、態様が具体的に特定できないものについては、3条1項柱書に規定する商標登録を受けることができる「商標」と認定することができないことから、3条1項柱書の要件を満たさないものとされております。今回の省令改正により、立体商標について「商標の詳細な説明」の記載、実線・破線の描き分けが認められるといった改正内容を踏まえまして、商標の認定の考え方について、現行審査基準の立体商標の項を整理して、事例として、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加してはどうかと考えております。

なお、外観・内装が保護の対象となり得るのは、「店舗」に限定されるものではなく、事務所、事業所、施設についてもその対象となり得るということから、この資料の中では店舗に限定する趣旨でない箇所については、「店舗等」の記載で表記してございます。

それでは、5ページに移ります。改訂に関する考え方についてでございます。まず、実線・破線等の描き分けと「商標の詳細な説明」の記載に関するものとなります。商標記載欄に実線・破線等の描き分けがある場合、商標記載欄の記載のみでは描き分けられた線等の意味が明らかでなく、商標の構成、態様を明確に特定することができないといったことから、実線・破線等の描き分けがある場合には、描き分けた線について、その内容を「商標の詳細な説明」に記載することとし、「商標の詳細な説明」の記載がない場合、又は商標記載欄の記載及び「商標の詳細な説明」の記載から立体商標の構成、態様を特定できない

場合については、3条1項柱書の要件を満たさないということとしてはどうかと考えてございます。

次に、6ページになります。商標記載欄に記載された立体商標の端が切れている場合に関するものとなっております。現行の審査運用では、商標記載欄に記載された立体商標の端が商標記載欄の枠によって切れている場合、3条1項柱書の要件を満たさないということとされております。しかしながら、内装のように立体的形状の内部の構成からなる立体商標を表示しようとする、天井、床などの立体的形状の端が切れるといったことがやむを得ない場合があります、これを許容する必要があるのではないかと考えられることから、立体商標の端が商標記載欄の枠によって切れている場合についての考え方をこれから申し上げるように整理してございます。

まず、立体商標を構成する立体的形状の全体の輪郭を商標記載欄に表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していない場合、こういった場合については立体商標としての構成、態様が具体的に特定されておらず、3条1項柱書によって商標登録を受けられる商標に該当しないと判断するものといたします。

ただし、内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であって、商標記載欄の枠により立体商標の端が切れることがやむを得ない場合につきましては、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成、態様が特定されていると判断するものといたします。この場合には商標の詳細な説明を記載することとして、その記載において商標記載欄に記載した商標が立体的形状の内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにするものといたします。

なお、複数の図、写真による立体的形状の内部の構成の表示につきましては、各図の示す立体的形状が合致しない場合には、3条1項柱書の要件を満たさないものとなります。

次は、8ページに移ります。商標が複数の図又は写真により記載されている場合に関するものです。現行審査基準においては商標記載欄に複数の図、写真の記載がある場合、各図の示す標章が合致していないものについては、3条1項柱書の要件を満たさないということとされております。店舗等の外観・内装に係る立体商標につきましても、現行審査基準の考え方と同様の整理としてはどうかということとさせていただきます。

次は、9ページになります。外観・内装の双方を含む構成からなる立体商標に関するものとなります。店舗等の外観を表示した図、写真に内装が含まれる場合については、商標記載欄の記載から一つの立体商標を構成するものと認められる場合については、3条1項柱

書の要件を満たすこととしてはどうかと考えてございます。

次は、資料の11ページになります。複数の立体的形状からなる立体商標に関するものとなります。今回の審査運用の見直しを踏まえて、例えば内装に係る立体商標について、複数の立体的形状から構成される場合も、結合商標の一つとして商標登録を受けることができる「商標」に該当し得るということになります。内装以外の立体商標につきましても同様の整理として、こちらに示してあるような改訂案のように、「複数の立体的形状からなるものを含む。」といった文言を追加するというように考えてございます。

なお、これまでに複数の立体的形状からなる立体商標について、6条1項に反するものと判断された例もございますが、今回、内装等について立体商標の出願方法を見直すということ踏まえて、今後は立体商標が複数の立体的形状から構成されることのみをもって6条1項に反するものとは判断しないものとして、この点については、商標審査便覧への追加を検討してはどうかということで考えてございます。

ここまでが3条1項柱書に関するものです。

次は、5条5項に関する基準の改訂案に移ります。資料1の12ページでございます。改訂事項は3項目になります。まず、改訂（案）の方向性について御説明いたします。5条5項は「商標の詳細な説明」は商標を特定するものでなければならないと規定しております。特定の考え方について、現行審査基準に記載のある新しいタイプの商標と基本的に同様の整理として、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加してはどうかと考えております。

それでは、改訂（案）の考え方について御説明いたします。まず、商標記載欄と「商標の詳細な説明」との不一致の場合でございます。商標記載欄に記載した商標と「商標の詳細な説明」に記載されている標章が一致しない場合につきましては、5条5項の要件を満たさないものとしてはどうかと考えてございます。

次に、実線・破線の描き分けと「商標の詳細な説明」の記載の内容に関するものとなります。商標記載欄に実線・破線等の描き分けがある場合には、描き分けた線の内容を記載することとし、その記載から商標の内容を特定するものと認められない場合につきましては、5条5項の要件を満たさないものとしてはどうかと考えてございます。なお、この場合につきましては3条1項柱書の要件も満たさないということとなります。

それでは、14ページの（3）「必要な書面」に移ります。現行の立体商標制度において、5条1項の「必要な書面」の一つとして、特許庁長官が、願書に記載された立体商標が明

確でない場合について、必要な説明書の提出を求めることができるとされているところです。今回の省令改正において、立体商標においても必要に応じて「商標の詳細な説明」が記載できることを踏まえまして、その省令の規定が削除される予定となっております。その点を踏まえて、審査基準につきましても該当箇所を削除するという事を考えてございます。

次に、資料1の14ページになります。ここからは識別力、3条に関するものとなります。改訂すべき基準といたしましては、3条1項3号、3条1項6号、3条2項となっております。

まず、3条1項3号に関するものです。商品の「形状」、役務の「提供の用に供する物」の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないか否かの判断方法につきましては、商標審査便覧に、基本的な考え方に関する記載がございます。これまで審査実務におきましてはその基本的な考え方をを用いて審査をしてございました。その考え方は、性質に照らして、商標審査基準にもなじむものということから、今回の改訂に伴って、現行審査基準に追記してはどうかということで考えてございます。また、現行審査基準におきましては、建築物を取り扱う役務を指定役務とする場合に、立体商標の形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、その役務の提供の用に供するものを表示するものということで判断されているところです。商標の形状が「内装」の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは、現行審査基準と同様に判断することとし、現行審査基準に「内装」の形状を追加してはどうかと考えてございます。

次は、3条1項6号になります。資料1の16ページになります。現行審査基準において、店舗又は事務所の形状からなる立体商標について、商標が、指定商品・指定役務を取り扱う店舗、事業所の形状にすぎないと認識される場合につきましては、3条1項6号に該当すると判断されております。外観・内装が保護の対象となり得るというのは「店舗又は事務所」に限定されるものでないということから、今回、「店舗、事務所、事業所、施設」の表現としてはどうかと考えてございます。また、商標の形状が指定商品又は指定役務を取り扱う内装の形状にすぎないと認識される場合につきましては、現行審査基準と同様に判断することとして、現行審査基準に「内装」の形状を追加してはどうかと考えてございます。この場合につきまして、店舗等の外観・内装が3条1項3号に該当する場合も否定できないということから、3条1項3号に該当するものを除くとする文言を追記して、店舗等の形状にすぎないと認識されるか否かの判断方法につきましては、3条1項3号と同様に

審査便覧に基本的な考え方に関する記載があるということで、先ほど御説明した3条1項3号の基準を準用するという形で記載を追記してはどうかと考えてございます。

続いて、3条2項について御説明をいたします。資料1の17ページとなっております。立体商標における出願商標と使用商標の「同一性」の考え方につきましては、現行審査基準にも記載があるところとなっております。店舗等の外観・内装に係る立体商標の「同一性」の考え方につきましても、基本的には他の立体商標と同様に考えることとして、明確性の観点から新たに立体商標について、項目を設けて記載を整理してはどうかと考えてございます。

この場合に、現行審査基準の記載では商標記載欄の実線・破線等の描き分けがある場合の「同一性」の考え方というのが明らかでないといったところですが、実線・破線等の描き分けがある場合の「同一性」の判断において、商標を構成しない部分を示すにとどまる破線の部分を考慮しないということが明らかとなるように、注意書きとして追記してはどうかと考えてございます。

それでは、資料1の18ページ、不登録事由に関するものとなります。改訂すべき基準として考えてございますのが4条1項11号、それから4条1項15号となります。

まず、4条1項11号に関するものについて御説明いたします。立体商標の類否の判断につきましては、現行審査基準に記載があるところ、店舗等の外観・内装に係る立体商標の類否の判断につきましても、基本的には他の立体商標と同様に考えることとし、現行の記載では実線・破線の描き分けがある場合の類否の判断手法といったところが明らかでないところ、立体商標の類否の判断において、商標を構成しない部分を示すにとどまる破線の部分を除いて商標全体として考察するというを明記してはどうかと考えてございます。また、立体商標に実線・破線の描き分けを認めることとなり、既に実線・破線の描き分けが認められている位置商標との類否が問題となるといったことが想定されるということから、現行審査基準にある位置商標の類否に関する記載に明確性といった観点から、「立体的形状」、「立体商標」の文言を追加してはどうかと考えてございます。

次は、資料1の19ページになります。4条1項15号に関する規定となります。現行審査基準におきましては、建築物の形状が出願前から他人の建築物に係るものとして著名となっている場合につきましては、商品又は役務の出所の混同が生じるものとされているところです。内装につきましても、出願前から他人の内装に係るものとして著名である場合につきましては、現行審査基準と同様に商品・役務の出所の混同を生じ得ると考えられるとこ

ろ、現行審査基準の記載に「内装」の文言を追加してはどうかと考えてございます。また、建築物に該当しない店舗等の外観・内装の形状につきましても、建築物の場合と同様に取り扱うことを追記してはどうかと考えてございます。

それでは、資料1の21ページになります。要旨の変更に関するものとなります。立体商標における要旨の変更の考え方につきましては、現行審査基準に記載があるところです。今回の省令改正によって、立体商標について「商標の詳細な説明」の記載、実線・破線の描き分けが認められるといったことから、現行審査基準のうち、新しいタイプの商標に係る記載と共通点が多いということで、これに準じて整理してはどうかと考えております。

まず、願書に記載した商標の補正に関するものです。立体商標の商標記載欄に実線・破線の描き分けがある場合、描き分けた線種を変更することによって、商標を構成する部分を変更する補正については要旨の変更にあたるものとして、現行審査基準の「商標中の文字、図形、記号又は立体的形状を変更、又は削除すること」に該当するというので、要旨の変更にあたるというものとしてはどうかと考えてございます。

次に、「商標の詳細な説明」の記載の補正に関するものです。立体商標における「商標の詳細な説明」の記載の補正につきましては、動き商標やホログラム商標の例、位置商標の例といった新商標の例に準じて整理をして、こちらにありますような改訂案のように、要旨変更とならない例を明記してはどうかと考えてございます。

それでは、資料1の23ページになります。最後に、「(7) その他」に関して御説明いたします。第5回商標制度小委員会におきまして、位置商標、位置を特定した色彩のみからなる商標に関しても、商標記載欄に記載された位置を特定するための破線等の端が切れている場合について、審査運用を慎重に検討すべきとされておりました。位置商標及び位置を特定した色彩のみからなる商標については、商標記載欄に記載された位置を特定するための破線等の端が切れている場合、標章が付される位置が明確に特定できないということから、商標記載欄に記載された位置を特定するための破線等の端が切れている場合につきましては、3条1項柱書の要件を満たさないとしている現状の審査運用を変更する必要はないのではないかと考えてございます。

資料1の審議事項についての御説明はここまでです。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございました。

これから御議論いただくわけですが、事務局から説明いただいた内容につきましては論点が多くございますので、大きく2つに分けて御議論いただければと思っております。

ます。すなわち、最初に商標の認定を中心に、明確性や要旨の変更について御議論いただき、その後で識別性の判断を中心に、登録要件や不登録事由について御議論いただければと思っております。

なお、資料1の最後にあります報告事項でございますが、こちらにつきましては後ほど事務局から説明を受けてから、資料全体も含めて御意見などをお伺いしたいと思っております。

それでは、まずこれから資料1の2.審議事項のうち、項目で申し上げますと(1)の商標の認定について、(2)の「商標の詳細な説明」の記載による商標の特定、(3)「必要な書面」、少し飛びまして(6)要旨の変更及び(7)その他、以上の項目、括弧の番号で申し上げますと(1)、(2)、(3)、(6)、(7)について御議論をお願いできればと思います。この点につきまして、御質問、御確認等でも結構ですが、御意見をいただきたいと思っております。

なお、林委員におかれましてはこの後の御予定もあるとお聞きしておりますので、全体を通じて、この項目に限らず御意見等がおありでしたら、この時間でお伺いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、今の項目につきまして、どこからでも結構でございますので、御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。小川委員、お願いたします。

○小川委員 冒頭で確認をさせていただきます。前回のワーキンググループで実線と破線の描き分けを認める、その場合に複数のバリエーションの提出の可否について事務局が検討するというお話でしたが、今回の事務局の案にはそれに言及するものがないのですが、事務局のほうではそれは認めないということで整理をされたというふうに私も、理解してよろしいでしょうか、確認です。例えば、商標を構成する部分が実線で、構成しない部分が破線としたときに、実線のところは同じだけれども、破線のいろいろなパターンについて複数の使用例をつけてきていいかという御意見があったように記憶していますが、それはもう認めないという方向でよろしいのですよねという確認です。私自身は認めなくていいという立場です。

○田中座長 どうですか、事務局で検討されていますか。

○小林商標審査基準室長 はい。そうですね。商標を構成していない破線部分につきましては権利範囲に含まれないということで、3条2項の同一性ですとか4条1項の類否の判断においても考慮しないということとなるかと思っております。そのため、御指摘のようなバリ

ーションにつきましては特に想定していないところです。事務局としても、その必要性は見い出せないというふうに考えてございます。また、運用につきましては実際の出願を見ながら、必要に応じて検討はしていきたいとは考えてございます。

○小川委員 運用というのは、例えば認めないという立場なのに、例えば参考という形であったとしても、複数のものが出てきたら商標が特定できない、3条1項柱書で拒絶理由をかけて削除してもらおうというような方向性でしょうか、例えばですが。それとも、出てきてもそこは全く無視してしまうと。

○田中座長 どうでしょうか。

○小林商標審査基準室長 はい、検討中です。

○田中座長 一律にだめということで決めたわけではないということですか、原則は必要性を認めないということですので、想定はしていないということですかね。

○小川委員 そこまで結構です。

○田中座長 とりあえずはよろしいですか。

○小川委員 運用は皆さんにお任せします。

○田中座長 ほかにございますでしょうか。大西委員、お願いいたします。

○大西委員 資料1の5ページでございます。5ページの【立体商標と認められない例】改訂案の(4)の頭のところでございます。「標章を実線で描き」と表現されているのですが、私どもの提案としては、その前に「商標に係る」という文言をつけてはどうかと思っております。施行規則4条の6に位置商標についての記載があり、そのまま書かれているわけではございませんが、4条の6だと「その標章」という形になっておりまして、その前の部分で今申し上げたように「商標に係る標章」という表現が出てきますので、同じように「商標に係る」という文言があったほうが、より明確になるのではないかと考えております。

○田中座長 資料1の5ページの改訂案の(4)の冒頭部分でございますね。

○大西委員 さようでございます。

○田中座長 そこに「商標に係る」という文言を入れたほうがいいのではないかという御指摘ですけれども。

○小林商標審査基準室長 御指摘、ありがとうございます。今、御指摘いただいた点につきましては、ほかにも関係する条文があると思っておりますので、そちらを見ながら検討していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○大西委員 よろしく願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 田辺です。いろいろ御意見をとりまとめていただきまして、ありがとうございました。

最初の1、それから6に関わる問題ですけれども、位置商標と立体商標が出願の対応だけ見ると非常に近いものがあると思うのですが、そのときの破線の取り扱い方は、全体から見ますと立体商標の場合は商標を構成しない部分として取り扱われるという認識でよろしいのでしょうかという点と、そう考えますと、立体から位置、位置から立体の変更は要旨変更となるということによろしいのでしょうかという確認をさせていただければと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○小林商標審査基準室長 御質問、ありがとうございます。商標のタイプの変更につきましては、基本的には要旨の変更に該当するということが多いのではないかと考えてございます。ただ、審査基準において、「原則、要旨変更に当たる」といったところを記載することは現時点では考えておりません。

○田中座長 よろしゅうございますか。

○田辺委員 はい。

○田中座長 ほかにございますでしょうか。近江委員、お願いいたします。

○近江委員 ありがとうございます。今、事務局から御提案いただいた資料の大きな方向性には異存はございません。「商標の詳細な説明」につきましてもユーザーの方に明確な記載を促すような事例になっていると思っております。内装・外観に関し、特に分けずにシンプルな形での基準にしている点など、いろいろ意見を取り込んでいただいて、ありがとうございます。

1点ちょっと細かいのですが、資料1の4ページに立体商標と認められない例と認められる例の記載におきまして、認められない例の3つのうち、真ん中に内装の例が描かれています。一方で認められる例のほうには内装の例がありません。ユーザーとしますと認められる例、認めない例ということで対比して考えていくのが理解しやすいと思っております。従いまして、認められない例では、上下の例の間に内装の例を入れるのではな

く、認められる例と同様の並びで、つまり認められない例のほうもポットの例と水筒の例の順番のほうを読みやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中座長 今回の御趣旨は、認められない例を3つ挙げていますけれども、真ん中に描いてある内装の例、この順番を変えるということでございますか。

○近江委員 そうです。(イ)のほうにはそれがございませんので、間にその例が入っているとちょっとわかりづらくなると思いました。

○田中座長 内装の例を3番目に回すということですかね、認められない例のうち。

○近江委員 そうですね。

○田中座長 それはよろしいのではないですか。

○小林商標審査基準室長 どうもありがとうございます。こちらについては順番の入れ替えでしたら特に問題とならないかと思しますので、こちらのほうで検討して修正したいと思えます。

○近江委員 ありがとうございます。

○小川委員 認められる例を入れてもいいのですよね、ただそれは難しそうですね、つくるのが。

○小林商標審査基準室長 そうですね。御指摘いただいた点、こちらのほうでも作成に当たっていろいろと考えてはみたのですが、ちょっと基準として記載できるような推奨例が作成できなかったということで、今回は載せていないということになります。

○小川委員 わかりました。

○田中座長 小川委員、どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 今おっしゃってくださったこの認められる例に関してなのですが、私も実務家の事実上の問題としまして、これを出したときに内装のところまでがはっきり確認いただけるのかという点は、何というのでしょうか、願書に出すときに非常に画素数などが限られておまして、このものを出したときに内装までがこの権利範囲に入るわけですが、そのところをぜひ御確認いただきたいと思えますし、もし実際の問題として見えないときにはその他、そこだけを拡大して提出してよい手段などがあれば大変ありがたいとは思っておりますけれども、今のところは、なるべく見てくださるという見解でよろしいのでしょうか。

○小林商標審査基準室長 そうですね。15cm×15cmの商標見本でお出しいただくというこ

とも可能だと思いますし、あと審査の過程で、こちらの審査システムでその商標を拡大するといったこともできますので、そういったところでお出しいただいたものは見れるかと思えます。

○田中座長 そのような工夫をしながら見ていくということでございますね。

○小林商標審査基準室長 そうですね。

○田中座長 わかりました。

よろしいですか。大西委員、お願いいたします。

○大西委員 確認ということになるかと思いますが、8ページでございます。8ページに立体商標と認められる例を記載していただいております。その「商標の詳細な説明」の2段落目でございます。商標はこれこれを含む立体形状からなるというふうでございます。この何々を含むという言い方が、例えばA、B、Cを含むと言ったときに、日本語として見た場合に、ほかの構成要素になり得るものもあるようにも読めなくはないと思えます。特許の明細書においては何々を含むという言い方と、何々からなる、もしくは何々から構成されるという言い方は特段、その違いがないように扱われているやに聞いてはいるのですけれども、審査基準にこのような例があると、恐らく出願する際にはこれを参考にして、皆さん、何々を含むという書き方をされることになると思います。何々からなる、もしくは何々から構成されるということであれば、構成要素がA、B、Cとなれば明らかにA、B、C以外にはないということにはなるのですけれども、そのあたりをどのように理解されるかお聞きしたいと思えます。

○田中座長 今の御質問の趣旨は、「を含む」という文言であれば、ほかの要素が入って来るとも許容するという趣旨に読めるのではないかということでしょうか。

○大西委員 と読めるのではないかと、ちょっとそのあたりを懸念しております。詳細な説明、全体から見ればそのおそれはないというふうに理解されるのかどうかというところを知りたいと思えます。

○田中座長 事務局、いかがでしょうか。

○小林商標審査基準室長 こちらの、最終的には商標記載欄の記載からその内容が把握できるかといったところになるかと思えます。そうしますと、今回、挙げているのはモデルケースとしてこういったような例を挙げているところではあるのですけれども、必ずこういうふうにしなくてはいけないといったようなことではないところではあります。

○大西委員 そうしますと、その構成要素で列記している部分と、あと破線で描かれて除

かれる部分と、そのどちらにも入らないようなものが商標の記載欄のほうに入っていた場合は、そこは何か詳細な説明のほうに修正を求められるという形になるのでしょうか。

○小林商標審査基準室長 そうですね、記載欄以上のものは含まないということになりますので、そこは何かしら、こちらから拒絶理由のものがかかるということも考えられます。

○田中座長 よろしゅうございますか。

○大西委員 はい。

○小塚委員 ちょっとよろしいですか。

○田中座長 小塚委員、お願いいたします。

○小塚委員 今の点の回答が気になりましたのでちょっとそれについてですが、審査の対象となるのは商標記載欄に記載された出願に係る商標ですよ。そうすると、その記載欄に描かれたものを全て「商標の詳細な説明」で文章として記述しなければいけないかというところ、そうではないのではないかと私は思うのです。つまり、詳細な説明はあくまでも商標、その出願に係る商標を特定するために必要なものですから。したがって、その図の中に、先ほどの例ですとコの字型のカウンターと椅子と、カウンターに接して設置された酒や料理等の提供台ということなのですが、この図を見るとほかのものがあるかもしれない。例えば椅子の下に丸い椅子を支える土台みたいなものがありますね。これは詳細な説明の文章に書いていないので出願に係る商標の権利範囲として請求しているものを含まないかというところ、そうではないのではないかと。あくまでも図のほうが本体であって、文章のほうはその説明にすぎない。だから「これこれを含む立体的形状からなる」という書き方でも正しいのではないかと私は理解していました。したがって、大西先生の質問に対する今の室長のお返事は多分逆で、図に描かれていないものは権利にならない、それはそうなのですが、問題は文章に書いていないものであっても図に描かれていたら権利になるものがあるのではないかと私は思うのですが、それは違いますでしょうか。

○小林商標審査基準室長 そうなるかと思われま。

○小塚委員 そうすると、この「含む」という書き方でも正しい、むしろこのほうが正確なのですね。

○小林商標審査基準室長 そうですね。

○田中座長 この図では一致しているようには見えますけれども。

○小塚委員 見えますけれども。

○田中座長 あくまで図の中で実線で描いた部分、これが対象だという考えのもとで説明

をどう書くかという話ですということですかね。

○小林商標審査基準室長 はい。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。林委員、お願いいたします。

○林委員 ただいまの論点については小塚先生の御説明、田中座長のおまとめのとおりで、クリアになったと思います。

時間の関係で全体についてコメントさせていただきます。今回の資料1に書かれたまとめにより、基準改訂の当初の趣旨にありました「明確化」が図られたと思いますので、全体として賛成したいと思います。

なお、今後、これを概括的にまとめて発表される際にご留意いただきたい点がございます。資料1のタイトルは、「店舗の外観・内装」となっておりますが、文中2ページや16ページでは「店舗等」、すなわち「事務所、事業所、施設」も対象であると書かれております。今後の概括説明では「店舗等の外観・内装の保護」として御紹介いただけると、対象範囲の周知徹底はできるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございました。

○小林商標審査基準室長 そのように直したいと思います。

○田中座長 ありがとうございました。

ほかの委員の方、ほかにございませんか。小塚委員、お願いいたします。

○小塚委員 それでは、今度は私が元々発言しようと思っていたことを申し上げます。これは6ページから7ページのあたりでしょうか、破線を使う場合について、全体の輪郭を商標記載欄に表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していない場合には、特定ができていないものとするという扱いだとされていて、それで7ページに例が示されていて、この例を見れば確かにそうであろうと思われま。この全体を表示することが可能であるかどうかというのは、結局のところ審査官の御判断になるということだと理解しますが、その部分について余り出願人にとって自由度の低い運用にならないようをお願いをしたいという意見です。

具体的に申しますと、例えばこの7ページの図で上に乗っている部分、あるいは下の部分が破線であって、商標として出願されているものは真ん中に挟まれた部分にすぎないというような場合、もちろん描こうと思えば破線を延ばして上下も描けるわけですが、

最初に小川先生が言われたこととも関連しますが、破線の部分はあくまでも出願しようとしている商標ではないとすれば、そこを最後まで描き切る必要はないはずでありまして、出願しようとしている部分を実線で特定されていれば、破線部分は上下が切れていてもいいはずである。これを建物の全貌が見えていないので、それはやはり破線であっても天地が図の記載欄の中に入っていないといけないというような運用をされる趣旨だとすると、今回の外観・内装について商標登録を認めていこうという趣旨と反するように思われますので、あくまでも商標を受けようとする実線で描かれた部分が記載されていれば全体が表示されているというふうに認められるという運用をお願いしたいと思いますし、そういう趣旨で理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○田中座長 ありがとうございます。

事務局、コメントをどうぞ。

○小林商標審査基準室長 小塚先生、どうもありがとうございます。そのような趣旨で考えてございます。

○小塚委員 わかりました。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにこの部分でございませうでしょうか。小川委員、お願いいたします。

○小川委員 9ページに④「外観・内装の双方を含む構成からなる立体商標」という項目がございます。これを見ると、双方を含む場合には、商標記載欄の記載から、一つの立体商標を構成するものと認められる場合には特定ができるというようなことだろうと思いますが、9ページの下例は確かに商標の記載欄からそのように読めるのですが、10ページの例を見ると、商標の記載欄だけではわからない。商標の詳細な説明を見て初めて、これは内装であって店舗の正面に描かれた遠近法による1枚絵画ではないというのがわかるのですね。したがって、やはり商標記載欄と「商標の詳細な説明」の欄の記載からと2つ併記すべきではないかというふうに思います。

○田中座長 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○小林商標審査基準室長 小川先生、どうもありがとうございます。「商標の詳細な説明」におきまして、同一の店舗の外観・内装であるといった旨の説明がこの場合のようになされていたとしても、商標の記載欄の記載からその旨が把握できないような場合につきましては、一つの立体商標を構成するものと認めるということは難しいと考えておりますので、したがって、審査基準の案ではこのように記載させていただいてございます。

○小川委員 積極的に「商標の詳細な説明」という記述を加えると、逆に不都合なことが生じてしまうという懸念ですか。

○小林商標審査基準室長 はい、そうですね。把握できないという場合もあるのではないかとこのように考えてございます。

そこについてはまた検討させていただければと思います。

○小川委員 よろしく申し上げます。

もう一点よろしいですか。

○田中座長 どうぞ。

○小川委員 要旨変更のところもいいのですね、コメント。

○田中座長 議論の対象に入っています。

○小川委員 要旨変更のところ、21ページ、22ページ、23ページとありますが、今日の御説明の中でも、いわゆる実線・破線を描き分けた場合には、その線種を変更するのは要旨変更であるということ、そこについては異論はありません。それで、23ページに基準案として(3)の(ア)、要旨変更とならない例が2つ書いてあります。まあ例ですからいいのですが、線種の変更は要旨変更、そうすると、商標記載欄に実線・破線の描き分けがされている場合において、詳細な説明は必ず必要ですね。それで、詳細な説明のところに商標を構成する部分としない部分を誤って逆に説明してしまった場合に、その詳細な説明のほうを訂正する補正というのは要旨変更にならないと考えていいか、あるいはこれも線種の変更だと見るのか、ちょっと気になったので。そういうミスはあり得るのではないか。必ずしも商標を構成する部分が実線とは限らない、破線の場合もあるということですから、あり得るのではないか。なるべく出願人の有利な方向に考えてくれるということでしょうか。全体を見て。

○小林商標審査基準室長 今、小川先生がおっしゃっていた点は23ページの(3)の(ア)のbに書かれているものに該当するかと思います。

○小川委員 bとはちょっと違うかなという意味で質問させていただいたのですが。

○田中座長 今の小川委員の御指摘は、要するに願書に記載された商標だけ見ると、どこが対象になっているかは、わかっていると。ただ、詳細な説明のところはそれと食い違っていて、ということでしょうか。

○小川委員 いや、わかるかどうかはわからない。

- 田中座長 そこがわからない状況もあるというのですね。
- 小川委員 商標記載の欄に実線と破線があったときに、どっちが構成する部分で構成しない部分かというのはわかりませんよね。
- 田中座長 それは実線が構成する部分ではないのですか。
- 小川委員 ではないというのが事務局の説明なので。
- 田中座長 その説明を前提にする議論ですね。
- 小川委員 もう一遍確認しますが、実線が必ずしも構成する部分とは限らないのですよね。破線の部分が構成する部分だという場合もあるのですよね。過去にそういう例があるというふうに説明を聞いているので。
- 小林商標審査基準室長 はい、そうですね。
- 小川委員 そうですよ。
- 田中座長 詳細な説明を見て初めて特定されるわけですね、どちらを対象としようとしているのか。その詳細な説明を変えるというわけですね。
- 小川委員 そうですね。詳細な説明を誤って書いてしまったので直したいというときに直せるか。
- 根岸商標審査企画官 商標課の根岸です。確認ですが、実線と破線が記載欄に描き分けられていて、詳細な説明では、例えば実線が標章であって、破線は標章ではないと書いてあるのだけれども、詳細な説明を補正してその逆のことを書くような補正が要旨変更にあたるかどうかということによろしいですか。
- 小川委員 そういう趣旨です。
- 根岸商標審査企画官 基準案ではそこまで特に、明確化はしていないのですけれども、一旦詳細な説明と商標記載欄で商標の特定ができてしまっていれば、それをまた変えるということになりますと、要旨変更にあたる可能性はあると思います。そこは個別に判断されることにはなると思うのですけれどもいかがでしょうか。
- 小川委員 多くのケースは多分、商標記載欄と詳細な説明を見れば、出願人の意図はこうだろうなというのはおおよそわかると思うのですよね。ですから、出願人の意図に沿った形での補正を認めてあげていいのではないかなとは思っているのですけれども、実質上、線種の変更だと言われて、要旨変更だというふうにされるのかどうかですね。
- 小林商標審査基準室長 ちょっと検討させてください。
- 小川委員 あと要旨変更の関係で極めて形式的なミスだけ、21ページの上から7行目の

現行基準13「1. (2)」、その後ろに(ウ)は要らないのですか。

○小林商標審査基準室長 そうですね。(ウ)の記載を削除すると、今回そうなりますので。

○小川委員 (ウ)を入れていいのですね。

○小林商標審査基準室長 はい。

○小川委員 それから、22ページの四角囲いの一番最後、文章が切れていますので、これは入れておいていただければと思います。

○小林商標審査基準室長 はい。ありがとうございます。

○小川委員 以上です。

○大西委員 よろしいですか。

○田中座長 大西委員、お願いいたします。

○大西委員 23ページでございます。これも表現上の問題だと思いますけれども、改訂案(3)の(ア)のaのところでございます。aには「商標の詳細な説明には記載されていない標章を、商標の詳細な説明に追加する補正」とあるのですが、この「標章」は、「標章についての記載」のような表現にしたほうがよいのではないかと思います。標章自体を詳細な説明に入れる補正を求めるわけではありませんので。表現上の問題でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

○小林商標審査基準室長 大西先生、どうもありがとうございます。実はここの記載につきましては他の新商標の記載にならって書いてございまして、そちらのほうがこういった文面で書いているといったところでございます。

○田中座長 統一性も必要なのですか、そこの部分は。

○小林商標審査基準室長 そうですね、そこは統一を含めて考えさせていただければと思います。

○大西委員 よろしくお願いいたします。

○田中座長 大西委員、引き続き、お願いいたします。

○大西委員 先ほどの小川委員のほうから出ました要旨変更にあたるか当たらないかの補正の話に関連して、当協会の中から要望として出ました意見としまして、立体商標の図面を描く際に、全く不要なものが入ってしまうことがあり得るという前提での話です。現在、要旨変更にならずに商標の記載欄から削除ができるのは、非常に限られた例だけで、付記的なものが例に挙がってはいるのですけれども、今回、立体商標については詳細な説明が使えるということになれば、詳細な説明と併せて見たときに、要旨変更にならない補正と

いうのがもう少し許されてもいい場合が出てくるのではないかという意見がございました。ぜひこの点については先ほどの小川委員の御意見と一緒に御検討いただければありがたいと思います。

○小林商標審査基準室長 大西先生、どうもありがとうございます。その点につきましても検討したいと思います。

○大西委員 よろしく願いいたします。

○田中座長 ほかにございますでしょうか。

外川委員、先ほどご到着されましたが、今の議論の状況をご説明いたします。前半、後半に分けて議論しようということで、まず現在は、前半部分でございまして、資料1で挙げてあります検討事項のうちの括弧の数字で申しますと（1）の商標認定について、（2）の「商標の詳細な説明」の記載による商標の特定、（3）の「必要な書面」、飛びまして（6）の要旨変更、今議論になっておりましたのがこの部分ですが、これに加えて（7）のその他今はこの範囲で議論を進めております。

○外川委員 ありがとうございます。

○田中座長 委員の方々、この範囲で更にかがでございますか。

○小川委員 新旧対照表の14ページに（7）商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合ということで従前からある例が出ているのですが、（1）から（6）までの書きぶりの関係で、ここに「立体商標と認められない例」という文言は入れられないのでしょうか。内容を見ればわかるのですが、（1）から（6）までとの整合性を見ると、一言入れてもいいのではないかなど。現行基準は一番冒頭の見出しに「立体商標として認められない例」と書かれてこの例も出ているのですね。ですから、ここも入れていいのではないかなど思ったのですが。

○田中座長 事務局、ご指摘の趣旨はわかりますか。

○小林商標審査基準室長 はい。小川先生、どうもありがとうございます。並びとしては認められない例ということになるかと思しますので、そこについても検討してみたいと思います。

○小川委員 よろしく願いします。

○田中座長 前半につき、そのほかの点を含めいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

この前半の問題でございますが、検討すべき課題が幾つか残りましてけれども、大きな

方向性自体については御賛同いただいていると理解いたしました。そのほか細かい表現、あるいは書きぶり等について、見直すべき点もあろうかと思えます。そういう意味では、大きい方向性についてはこのワーキンググループとしましては了解するというところでよろしいでしょうか。ただ、残った宿題について更に検討した上で、完成を目指す必要があるということであろうと思えます。

この後の扱いでございますが、更に事務局で検討していただき、実質的内容に関わるような変更が必要というような事態になりましたら、更に委員の皆様方の御意見をお伺いしたいと思うのですけれども、表現とか形式的な点に修正がとどまるようであれば、その修正等については座長に御一任いただくということでもよろしゅうございますでしょうか。検討の結果によると思えますけれども、そのようなことにさせていただければと思いますが、御異存はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、前半の部分についてはそのようにまとめさせていただきました。

それでは、後半部分でございます。資料1の中の括弧の数字で申しますと（4）識別力についてと（5）の不登録事由について、この点について御議論いただければと思います。御質問、御確認等でも結構です。順番等も不同でございますので、どこからでも御議論ただけましたらと思います。よろしく願いいたします。

では、先に手が挙がりましたので、田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 まだ皆様がお読みかと思つて根本的な議題を1つと思つたのですけれども、小委のほうで本来検討されるべきことかと思ひまして、前回もちよつと御質問差し上げたのですが、使用の定義というか、どの条文において使用を考えるかというところがここに関わるかと思ひまして、現在の審査基準、32ページのところで不動産に関しては広告のみを使用の定義というか、3条1項3号のところで規定されておりますけれども、当会としまして議論したときに、店舗等の内装に関しては役務の用に供するものというのも、使用の態様に該当するのではないかという意見が出まして、この点、今回のこの参考1の内容というよりは、どちらかという改訂案の新旧の問題かとは思つたのですけれども、一度御検討いただければありがたいと思ひました。

以上でございます。

○田中座長 御指摘のポイントにつき、事務局から何かコメントがありますでしょうか。

○小林商標審査基準室長 この注意書きについてというところでもよろしいでしょうか。

○田辺委員 そうですね。

○小林商標審査基準室長 こちらのほうで考えているところですが、この注意書きというのは建築物の外観の形状につきまして、登録を受けるということが想定する場面において、その広告塔のようなケースというのが明らかにしたものと思われるところなのですが、ただ、もっとも広告塔に当たらないような形状につきまして、登録を完全に否定するといった趣旨ではないということから、「実質的に」といったような表現を用いられているところかと思えます。あと、例えば内装の形状のみからなる立体商標について、指定役務等の関係でいいますと、今御質問にありましたように、役務の提供の用に供するものというものに該当する可能性があり得るということがあるかと思うのですけれども、その場合につきましては、例えば2条3項3号、こういったところの使用に該当するような場合もあるのではないかと考えているところです。

○田中座長 いかがですか、もう少し補足説明が必要でしょうか。

○田辺委員 2条3項3号に該当することもあるということで。

○小林商標審査基準室長 はい、そう考え得るのではないかと考えております。

○田辺委員 では、審査基準のほうは特にこれは改訂はしないけれども、例えば店舗等の内装において、私たちの話し合いの例の中で出てきたのは、例えば床屋さんの簡単な床屋さんが今ありますけれども、そこの中で使っているドライヤーから髪を吸うものから全てが一緒になっているような機械は、それはもうそこのお店の形というような、役務の用に供するものみたいなものがあるときに、この2条3項3号に該当するというような考え方ですか。

○小林商標審査基準室長 可能性としてはあるかと思えます。

○田辺委員 はい、ありがとうございます。

○富澤商標制度企画室長 条文上の整理としましては、2条4項のところに役務の提供の用に供する物というのがありまして、この中にはその前の2条3項5号に書いてあります役務の提供の用に供する物には、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む（以下同じ）となっているので、当然この2つを併せ読むと、その前にある3号と4号の役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物というものに当たり得ると考えております。それを具体的に、どのような場合が登録に当たるのかというのはいろいろな事例を見ながら考えていきたいという趣旨で、まずはこの審査基準のままでやら

せていただいてという回答だったかと私は理解しております。

○田中座長 今のような説明ですが、よろしゅうございますか。

○小塚委員 ちょっと質問させていただいてよろしいですか。

○田中座長 小塚委員、お願いいたします。

○小塚委員 事務局のお考えはわかりましたが、恐らく田辺先生の御指摘は、現状の審査基準の3条1項3号の(2)の4.(注)ですね。これが残ったままでもその解釈がとれるのでしょうかということですよ。

○田辺委員 はい。

○小塚委員 もっと具体的に言えば、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、広告として機能する場合に実質上限されると書いてありますが、店舗の内装というのはこの建築物の形状とは別の問題であると、こう理解してよろしいのでしょうかという、多分そういう御趣旨だと思いますが、私はこの「(注)」はなくても、何らこの基準を読む上で支障はないので、この際、この「(注)」を削除してしまっても一向に構わないのではないかと実は思っておりますけれども、いかがでしょうか、事務局の御理解としては。

○小川委員 平成8年法改正のときに入れた「(注)」なのですが、これは法改正当時の経緯との関係で入れざるを得ない「(注)」なのです。申し訳ありませんが、これは削れません。

○小塚委員 しかし、小川先生が言われる法改正当時の経緯は、店舗の内装には関わらないものだったということですね。

○小川委員 はい。

○田中座長 そうでしょうね。

○小川委員 したがって、今回、(注)の中の建築物の形状には、「内装の形状を含む」とは入れなかったと理解しています。

○田中座長 田辺委員、よろしゅうございますでしょうか。

○田辺委員 はい。ありがとうございました。

○田中座長 ほかの点でいかがでございましょうか。近江委員、お願いいたします。

○近江委員 ありがとうございます。今、定義の話が出ましたので、定義について私のほうでも確認させていただきたいことがございます。今回の審査基準の改訂において登場した内装や外観というキーワードについては、御検討の結果、特に定義は定めていないと理

解しております。一方で、並行で改訂が進んでいる意匠分野においては、法律上も内装などの定義が設けられております。そちらの定義とイコールであれば恐らく問題ないかと思うのですが、それとは異なるというのであれば、その違いを理解しないままに商標の制度を使ったユーザーが誤解したりミスをしたりしないよう周知活動をお願いできればと思います。企業のユーザーサイドでは、商標も意匠も産業財産権のくくりでみていますので、「商標分野に内装というのが登場した、ではその内装というのは何だ」という議論になったとき、「商標法には定義がないが意匠法にちゃんと定義があるのでそちらを参照すれば良いのではないか」ということで、そちらを見て判断するケースもあると想定されます。商標分野において新しいキーワードを導入し、しかも意匠上の定義とは違うというのであれば、ユーザーへの影響の検証を行い、Q & A等での周知をお願いできればと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。特に違う解釈をすべきという意見があるわけではないという理解でよろしゅうございますね。

○近江委員 はい。

○田中座長 事務局からコメントはよろしいですか。

○小林商標審査基準室長 近江先生、ありがとうございます。そうですね。今回は定義を置くということは考えていないのですが、今いただいた御意見を踏まえて、周知の際にはそのような違いというものもあれば、そちらを周知するようにしたいと思います。

○近江委員 お願いします。

○田中座長 ほかにございますでしょうか。小川委員、お願いいたします。

○小川委員 本質的な内容ではないのですが、19ページに、これは11号の基準だと思えますが、四角囲いの基準案の5.の(1)の(ウ)ですが、「立体商標と位置商標の類否の判断は、10.を準用する。」とあります。これは「10.」を全部準用するのではなくて、「10.(2)(イ)」だけでいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○田中座長 いかがですか。

○小林商標審査基準室長 準用部分につきましては、今御指摘いただいた部分になるかと思えます。

○小川委員 (2)(イ)を入れていいということですか。

○小林商標審査基準室長 記載文については検討したいと思います。

○小川委員 はい、わかりました。

それから、その枠囲いの下のイ.の1行目ですが、1行目の後ろのほうに「他人の建築物等に係るものとして」とありますが、これは現行基準の説明なので、その「等」はなくていいのではないかと、とっていただければと思います。

○小林商標審査基準室長 はい。どうもありがとうございます。

○小川委員 それだけです。

○田中座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○小塚委員 では、ちょっとよろしゅうございますか。

○田中座長 小塚委員、お願いいたします。

○小塚委員 少し戻りまして16ページの3条1項6号の適用の仕方のところなのですが、これで改訂案の本体はいいとして、なお書きで「商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等の形状にすぎないと認識されるかを判断するに当たっては、この基準第1の五の4.(1)(ア)及び(イ)を準用する。」とあります。ここで準用されているのは恐らく前のページの、15ページの上のほうの囲みに下線で追加されている部分ですね。

○小林商標審査基準室長 はい。

○小塚委員 これを読んで、これは本来の形状そのものの範囲を出ないかどうかの認識の基準としてはわかりますが、これを店舗の形状等にすぎない場合に準用してどうなるのかという点が、少しイメージしにくい気がするのです。特に店舗の内装・外観というのは、言ってみれば全て店舗の形状にすぎないともいえますので、要するに単なるシンプルな店舗の外観・内装と、識別力があり、顧客吸引力がある店舗の外観・内装とを区別するという意図だと思いますが、具体的にどういうふうに判断されるのかという点が少しわかりにくい気がするのですけれども、何か事務局で今考えているおられることはありますか。

もう少し補足しますと、15ページのほうの書き方では機能とか美感が出てくるので、機能、美感によって必要となるもの以上のプラスアルファがあるかないかという判断ができるのですが、店舗の形状というものについての判断ですと、プラスアルファというときに全て店舗の形状だと言えれば全て店舗の形状ですし、逆に何かプラスアルファということを考えてみると、いかなる内装・外観もある意味では顧客吸引のためにありますので、準用した結果がどうなるのかということが、余りイメージしにくいのではないかと思います。

○小林商標審査基準室長 今、小塚先生がおっしゃった点につきまして、こちらのほうで

もう一度整理をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○小塚委員 なるべく出願される方にわかりやすいような基準のつくり方をしていただければと、場合によっては多少記述をふやしていただくとか、御検討いただければと思います。

○外川委員 ちょっといいですか。

○田中座長 外川委員、お願いいたします。

○外川委員 今のところですけれども、余りいろいろな要件を付加すると解釈が今度は難しくなるので、「すぎない」と言っているのだから、まあいいのではないかと思うのですね。単なる店舗等の形状にすぎないと言っているのですから、「単なる」は当然読めるとして、そうすると、余り細かいことを審査基準の中に書かれると、ここで少し幅があったほうが、出願人としては出しやすいのではないかという気はするのですけれども、余計なことですが、入る言葉がすごく適切ならそれでいいと思いますけれども、そうでなければ、ある程度「単なる」が入っていなくても、「すぎない」で読めるのではないかという気はいたします。

○田中座長 適切な言葉があればそれを補って明確になったほうがいいだろうけれども、そうでなければかえって問題があるかもしれないということでしょうか。

それでもいい案がないか考えてみるということでございましょうかね。よろしいですか。ほかにございますでしょうか。不登録事由のところも含めていかがでございましょうか、よろしゅうございますか。

それでは、後半部分も検討すべき宿題が残っているようでございますけれども、先ほどの前半の部分と同じような扱いをさせていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○田中座長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただくこととしまして、更に検討の上、対応したいと思います。

それでは、最後に、資料の24ページにあります3.の報告事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○小林商標審査基準室長 では、3.の報告事項につきまして、3点、ご報告いたします。

まず(1)としまして、こちらは4条1項11号にある記載ですが、今回、類似商品・役務審査基準の次回改訂版の記載から「菓子」といった表示が削除されるということに対応

した修正をしております。具体的には、「せんべい」にアンダーラインが書いてあるかと思いますが、「菓子」を「せんべい」に変える修正になっております。

それから（２）の標準文字と認められる例の修正で、５条に関するものです。平成28年に標準文字が変更されましたので、それに伴う改正をしております。

それから、（３）になります。こちらは条文の修正になります。特許法等の一部を改正する法律に伴いまして条文の修正がございましたので、合わせて改正したのがこの（３）の改訂案となっております。

以上、簡単ですが、御説明を終わらせていただきます。

○田中座長 それでは、この報告事項につきまして、御質問、御意見等がおありでしょうか。小川委員、お願いいたします。

○小川委員 標準文字なのですが、資料1を見ただけでは気がつかなかったのですが、新旧対照の25ページを見ていて、今日の改正理由だと、28年9月23日付で特許庁長官が指定する標準文字の態様が変わったから変えるのだということですよ。

○小林商標審査基準室長 はい。

○小川委員 新旧対照表を見て、現在の態様は、3.の（２）の（ア）を見ているのですが、標準文字による出願と認められる商標の記載例、現行から今度の改正でこう変わりますと、こういう理由でこのような変更、改訂を認めてしまうと、あたかも出願人は願書に標準文字で書けということになってしまいますよね。標準文字で書く必要はないのでしょうか、願書には。これは願書の商標記載欄の例ですよ。だから、これは変更してはいけないのではないか、法の趣旨に反すると思います。標準文字で出願をするときには、出願人は願書に標準文字と書いて、商標記載欄には何を書いても構わない、手書きで書いても構わないのです。

特許庁長官が指定した標準文字の態様で書かなければいけないということはないのです。それを標準文字の長官の指定態様が変わったから変えますというのでは、標準文字で書けというのと一緒ですよ。

○小林商標審査基準室長 これまでが誤っていたということでしょうか。

○小川委員 いやいや、これは別に標準文字で書いたと言っていないのでいいのですけれども、今回こういう改正理由を出して、今回、微妙に変わった態様で変えますと言うから、これは誤解を招きますよねということだけです。

○田中座長 今回の説明を読むと、という話ですね。

○小川委員　そもそもなぜ願書の記載例を変更するのかというのがよくわからないのですよね。もとのままでいいではないかというだけなのですからけれども、それが標準文字制度なのですよね。

○大橋商標審査機械化企画調整室長　商標課の機械化企画調整室長をやっています大橋と申します。

小川先生、御意見、ありがとうございます。おっしゃるとおりかなと思うのですが、ただ冒頭、基準室長のほうからも説明があったとおり、そもそも特許庁の長官の指定文字自体がJ I Sの最新のバージョンに変わったというところがございます。具体的にはどういうものかと申しますと、例えば「辻」という字ですね、1点しんにようが2点しんにようによって変わったとか、そういった技術的なところでちょっと変わったところもございますので、そういったところに基準のほうも平仄を合わせて、小川委員の言うとおりでとは思うのですけれども、例としては余り適切ではないという趣旨でちょっと変えさせていただいたということで、標準文字の制度の根幹を変えるとかそういうような話ではなくて、あくまでもサンプルとして変えたという趣旨でございますので、そのところをぜひ御理解いただければと思います。

○小川委員　指定文字自体が変更になったことについては理解していますが、その理由をもって余り積極的に言われると。

○大橋商標審査機械化企画調整室長　そういうことですね。そこはもうまさにおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

○田中座長　ほかにございますでしょうか。今日の議論の全体をまとめてでも結構でございます。もしこの点の指摘が漏れていたというようなことでもございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議論はこれにて終了させていただきます。

最後に次回のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○高野商標課長　では、今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

今回御審議いただいた商標審査基準改訂（案）につきましては所用の手続を得た後、パブリックコメントに付しまして、その後、最終的な改訂案をとりまとめ、次回の第29回商標審査基準ワーキンググループにて御審議いただきたいと考えております。

なお、次回ワーキンググループ開催について、当初のスケジュール案では令和2年1月を予定しておりましたが、本日、多くの審議事項をいただきましたので、2月の開催で調

整させていただきますと思います。詳細につきましては追って御連絡を申し上げます。

以上です。

○田中座長 以上をもちまして、産業構造審議会知的財分科会商標制度小委員会第28回商標審査基準ワーキンググループを閉会とさせていただきます。

本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会